

医師の働き方改革に向けて

— 勤務環境を確認しましょう！ —

勤務環境改善センターでは、2024年からは医師の時間外の上限制制が迫っていることから社会保険労務士の資格をもつアドバイザー等が県内の病院訪問を行っています。（ご協力ありがとうございます。）

訪問により以下のことが明らかになりました。

- 36協定が締結されていないまたは締結の状況が不明
- 宿日直の許可をとっていないまたは許可書が不明
- 労働時間や時間外労働が自己申告となっている
- 応援医師の労働時間が把握できていない など

適切な労働管理は、医師の時間外労働を考えていく上での前提となりますので、まずはチェック項目に沿って、再度点検してみましょう。

チェック項目（基本的な労務管理）

- ✓ タイムカード、ICカードなどで客観的な時間の記録をしていますか（時間管理は労務管理の基本です）
- ✓ 36協定の締結、労働基準監督署への届出をしていますか（わずかでも残業があれば必要です）
- ✓ 就業規則の医師の労働条件は実態に即した規定となっていますか（見直しは必要ないですか）
- ✓ 作成した就業規則は労働基準監督署に届出、全労働者へ周知していますか（労働者10人以上が対象）
- ✓ 労働契約を締結する際に労働条件を書面で交付していますか（「労働条件通知書」です）
- ✓ 年次有給休暇は取得しやすくなっていますか（計画付と制度を活用して取得しやすくすることもできます）
- ✓ 宿日直の許可を取得していますか（取得していなければ労働時間分の賃金を支払う必要があります）
- ✓ 宿日直で突発的に通常の労働した場合、その時間分の割増賃金を支払っていますか（記録しましょう）
- ✓ 宿日直の許可証を確認していますか（許可証を紛失している場合は監督署で有無を確認できる場合があります）

（参考）医師の働き方改革

A水準？B水準？連携B水準？はご存じですか（C-1水準、C-2水準もありますがここでは省略します）

2017年度から始まった医師の働き方改革。医師についても2024年4月から時間外労働時間の上限規制が施行されます。

A水準：全ての医師が1年間の休日を含む時間外労働が960時間以内の病院

B水準：1年間の休日を含む時間外労働が960時間を超え1860時間以内の医師が1人でもいる病院

連携B水準：1年間の休日を含む時間外労働が、自院では年960時間以内だが、他院での労働時間を通算すると960時間を超える医師が1人でもいる病院

B水準、連携B水準は地域医療確保のために医師の勤務時間が長くなる医療機関を想定しており、2024年4月からは「医師労働時間短縮計画」を「医療機関勤務環境評価センター」に提出し鳥取県の指定を受けることで、労働基準監督署で36協定が受理されます。

医師の勤務環境改善は「医師の確保」、「医療の安全の向上」、「医療の質の向上」何といたっても医師本人の健康の確保につながります。また、医師のワークライフバランスの向上にもつながっていきます。労務管理のご相談、医師労働時間短縮計画策定に関するご相談などお気軽にご相談ください。

安心して働ける
快適な職場を作りましょう!!



鳥取県医療勤務環境改善支援センター

（鳥取県医療勤務環境改善支援センターは、医師・看護師などの医療勤務者の労働環境改善を図る目的で国と鳥取県が資金を出し合ってきた組織です。）

問合せ先

鳥取県医師会内 鳥取県医療勤務環境改善支援センター
電話：0857-29-0060